

**労働者災害補償保険法が改正され、
2020年9月1日から施行されます。**

複数事業労働者への 労災保険給付 わかりやすい解説

2020年9月施行



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労災保険制度の概要

「労災保険」は、労働者が業務や通勤が原因で、けがや病気等になったときや死亡したときに、治療費や休業補償など、必要な保険給付を行う制度です。

これまでは、複数の会社で働いている労働者の方について、働いているすべての会社の賃金額を基に保険給付が行われないこと、すべての会社の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を合わせて評価して労災認定されないことが課題でした。

このため、多様な働き方を選択する方やパート労働者等で複数就業している方が増えているなど、副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、複数事業労働者の方が安心して働くことができるような環境を整備する観点から、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）が改正されました。

- * 第201回通常国会において、「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）」が成立しました。

（そのうち労働者災害補償保険法関係の概要等はこちら↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihukugyou.html



- * 本パンフレットでは、「複数事業労働者への労災保険給付」について解説します。

目次

I 法令解説編

複数事業労働者とは	P.3
改正内容（賃金額の合算と負荷の総合的評価）	P.4

II 実務対応編

複数事業労働者に該当する場合について	P.7
複数事業労働者の保険給付額について	P.8
複数業務要因災害等の新しい様式・請求手続	P.11

III （参考）

労災保険給付一覧	P.19
労災保険に関するご相談先	P.21

法改正のポイント

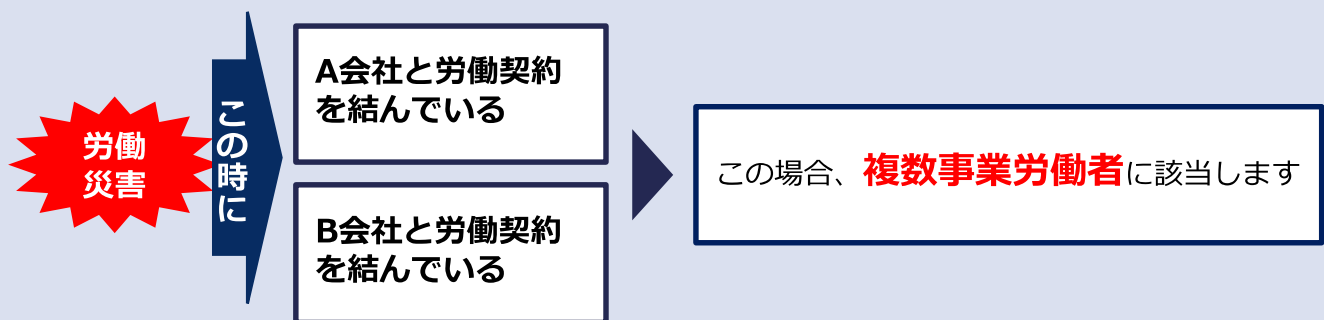
- ✓ 複数事業労働者の方やその遺族等の方への労災保険給付は、**全ての就業先の賃金額を合算した額**を基礎として、保険給付額を決定します。
- ✓ けがや病気が発生したときに、事業主が同一でない複数の事業場で就業している方が対象ですが、
 - ・特別加入されている方（労働者として働きつつ特別加入されている方、複数の特別加入をされている方。）
 - ・けがや病気の原因の発生時に事業主が同一でない複数の事業場で就業していた方も対象です。
- ✓ 1つの事業場で労災認定できない場合であっても、**事業主が同一でない複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定**できる場合は保険給付が受けられます。
- ✓ これらの改正は、2020年9月1日以降に発生したけがや病気等について対象となります。

複数事業労働者とは

Point
1

今回の改正制度の対象となるのは複数事業労働者の方です。

複数事業労働者に関する原則の具体例



- 今回の労働者災害補償保険法の改正により、複数の事業場で働いている労働者の方への労災保険給付が変わります。
- 「**複数事業労働者**」とは、
 - 被災した（業務や通勤が原因でけがや病気などになったり死亡した）時点で、事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者の方のことをいいます。

（参考）改正後の労災法

第1条 労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「**複数事業労働者**」という。）の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

Point
2

特別加入をしている方などについても対象となります。

- その他に、以下のような方も「**複数事業労働者**」となります。
 - 1つの会社と労働契約関係にあり、他の就業について特別加入している方
 - 複数の就業について特別加入をしている方
- 被災した時点で複数の会社について労働契約関係にない場合であっても、その原因や要因となる事由が発生した時点で、複数の会社と労働契約関係であった場合には「**複数事業労働者に類する者**」として、改正制度の対象となりえます。



1つの事業場でしか働いていない方についての労災保険給付は、今回の法改正によっても変わりません。複数事業労働者の方についてのみ、次ページ以降の改正制度の対象となります。

改正内容（賃金額の合算と負荷の総合的評価）

労災保険給付のうち、休業（補償）等給付については、給付基礎日額をもとに保険給付額が決定されます。これまでは給付基礎日額を、労働災害が発生した事業場の賃金額を基礎として算定していました。今回の改正により、複数の事業場で働いている場合等については、全ての事業場等の賃金額を合算した額を基礎として給付基礎日額が算定されます。

Point 1

複数事業労働者の方への保険給付が、全ての働いている会社の賃金額を基礎に支払われるようになります。

- 今回の改正によって、複数事業労働者の方については、**各就業先の事業場で支払われている賃金額を合算した額を基礎として給付基礎日額（保険給付の算定基礎となる日額）が決定**されます。
- 業務災害や通勤災害の別にかかわらず、複数事業労働者であれば対象です。従って、次ページで説明する、**複数業務要因災害**の場合にあっても同様の取り扱いがなされます。
- 今回の改正により、保険給付額の算定方法の変更がされるのは、給付基礎日額を使用して保険給付額を決定する以下の給付です。
 - 休業補償給付、休業給付、複数事業労働者休業給付
 - 障害補償給付、障害給付、複数事業労働者障害給付
 - 遺族補償給付、遺族給付、複数事業労働者遺族給付
 - 葬祭料、葬祭給付、複数事業労働者葬祭給付
 - 傷病補償年金、傷病年金、複数事業労働者傷病年金
- その他に、社会復帰促進等事業として行われる特別支給金についても、複数事業労働者の方については、給付基礎日額等をもとに支払われるものについては同様の取り扱いがなされます。



複数事業労働者でない方（1つの事業場でしか働いていない方）については、これまで同様に、その働いている事業場の賃金額を基礎として給付基礎日額が決定されます。

賃金額の合算 の具体例

（改正前）



（改正後）



改正内容（賃金額の合算と負荷の総合的評価）

これまでは、1つの事業場のみの業務上の負荷（労働時間やストレス等）を評価して、労災認定の判断をしていました。今回の改正によって、1つの事業場のみでは労災認定されない場合は、複数の事業場の業務上の負荷を総合的に評価して、労災認定の判断をするようになります。

Point 2

複数の会社等の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して、労災認定の判断をするようになります。

- 今回の改正によって、新しく複数の事業の業務を要因とする傷病等（負傷、疾病、障害又は死亡）についても、労災保険給付の対象となります。新しく支給事由となるこの災害を「**複数業務要因災害**」といいます。なお、対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。
- 「複数業務要因災害」たる保険給付として、以下の保険給付が新設されます。
 - 複数事業労働者休業給付
 - 複数事業労働者療養給付
 - 複数事業労働者障害給付
 - 複数事業労働者遺族給付
 - 複数事業労働者葬祭給付
 - 複数事業労働者傷病年金
 - 複数事業労働者介護給付
- 複数事業労働者の方については、1つの事業場のみの業務上の負荷（労働時間やストレス等）を評価して業務災害に当たらない場合に、複数の事業場等の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定できるか判断します。これにより労災認定されるときには、上記の「複数業務要因災害」を支給事由とする各種保険給付が支給されます。

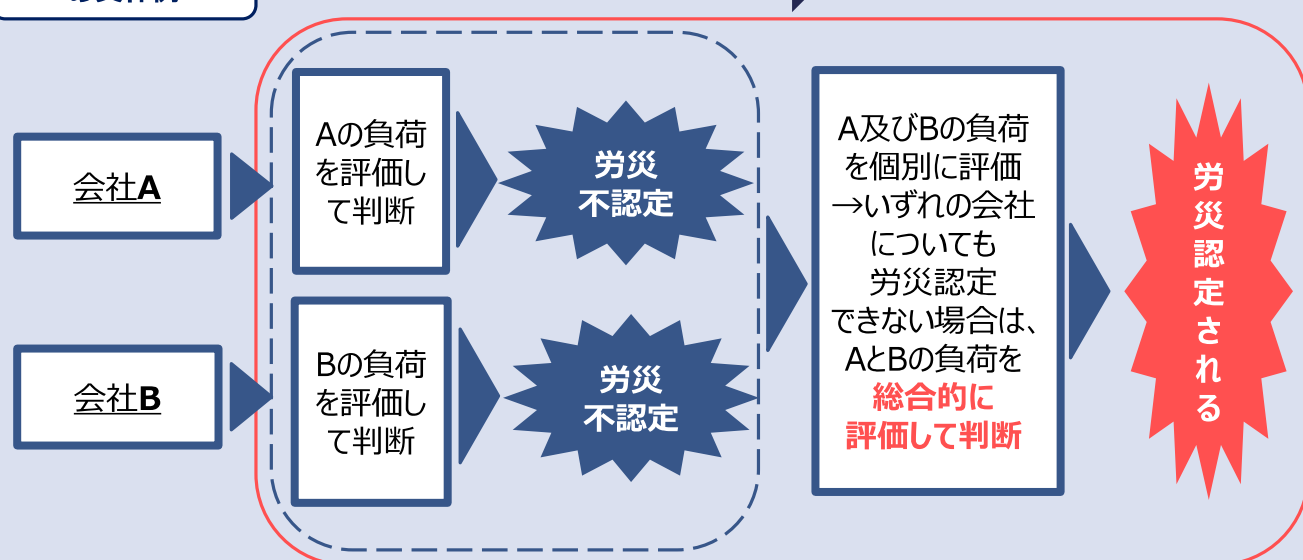


1つの事業場のみの業務上の負荷を評価するだけで労災認定の判断ができる場合は、これまでどおり「業務災害」として、業務災害に係る各種保険給付が支給されます。なお、この場合であっても、全ての就業先の事業場の賃金額を合算した額を基礎に保険給付されます。

負荷の総合的評価 の具体例

（改正前）

（改正後）

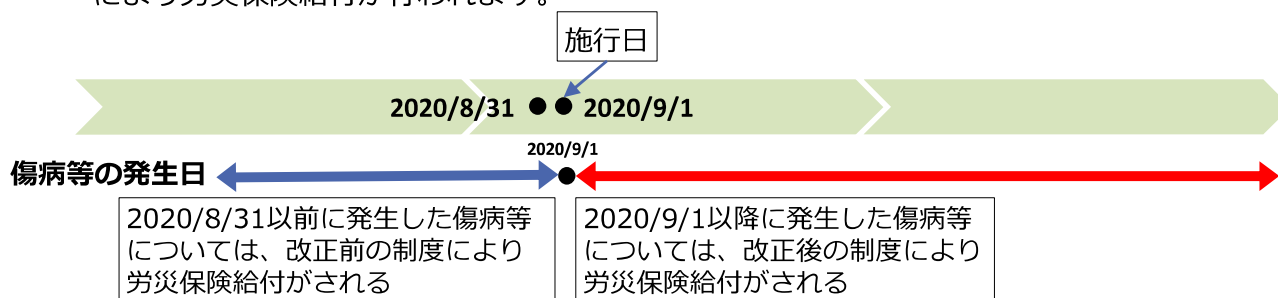


改正内容（賃金額の合算と負荷の総合的評価）

Point 3

労働者災害補償保険法の改正に当たっては、経過措置を設けています。

- 施行に当たっては経過措置が設けられており、2020年9月1日（改正労働者災害補償保険法の施行日）以後に発生した傷病等についてのみ、今般の制度改正の対象となります。
- そのため、2020年8月31日以前に発生した傷病等については、従来どおり改正前の制度により労災保険給付が行われます。



Point 4

今回の制度改正はメリット制に影響しません。

- 労災保険には、各事業場の業務災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減させる、メリット制があります。
- 今般の制度改正については、メリット制には影響せず。業務災害が発生した事業場の賃金に相当する保険給付額のみがメリット制に影響します。

（参考）保険給付の種類

業務災害に関する 保険給付

労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡に対して支給する保険給付

通勤災害に関する 保険給付

労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡に対して支給する保険給付

二次健康診断等 給付

脳血管疾患、心臓疾患に係る検査で異常の所見が生じた場合において、脳血管や心臓の状態を把握するために必要な検査、特定保健指導

複数業務要因災害 に関する保険給付

複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡に対して支給する保険給付
※ただし業務災害の場合を除く

※ 複数事業労働者の場合には、保険給付の支給にあたって各事業場の賃金額を合算して支給します。

複数事業労働者に該当する場合について

今回の法改正による制度改正の対象となるのは「複数事業労働者（複数事業労働者に類する者を含む。）」の場合です。具体的にどういった場合に複数事業労働者となるか説明します。

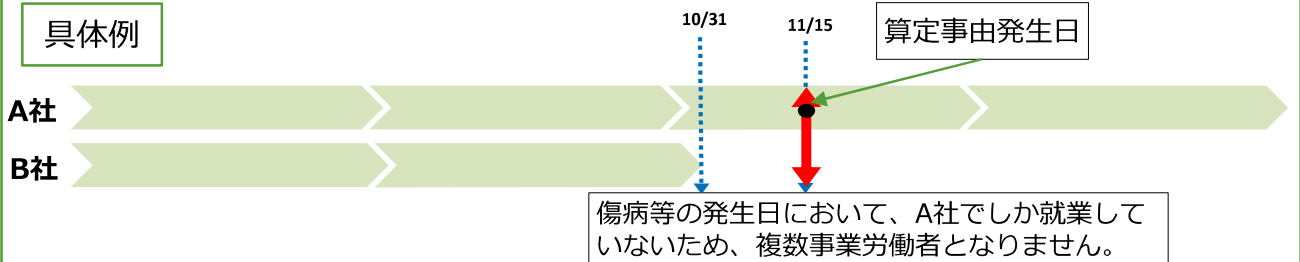
Point 1

「算定事由発生日（傷病等の発生した日または診断によって疾病の発生が確定した日）」に事業主が同一でない複数の事業場で就業している場合は「複数事業労働者」となります。

具体例



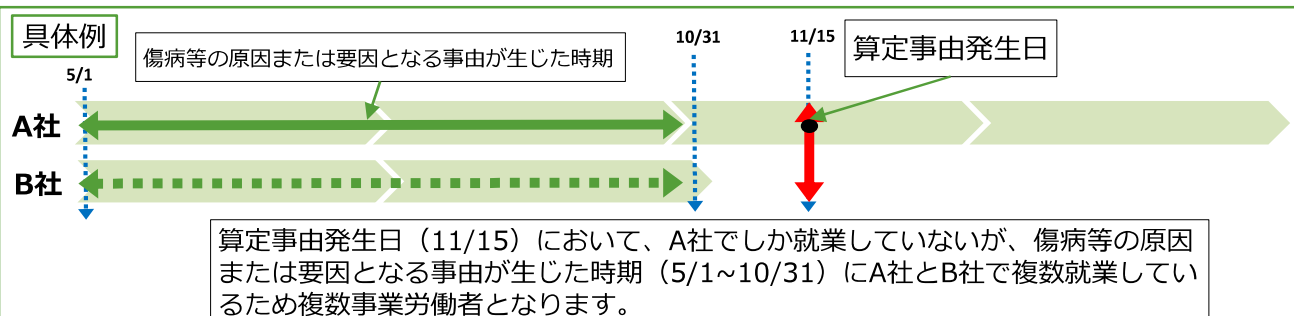
具体例



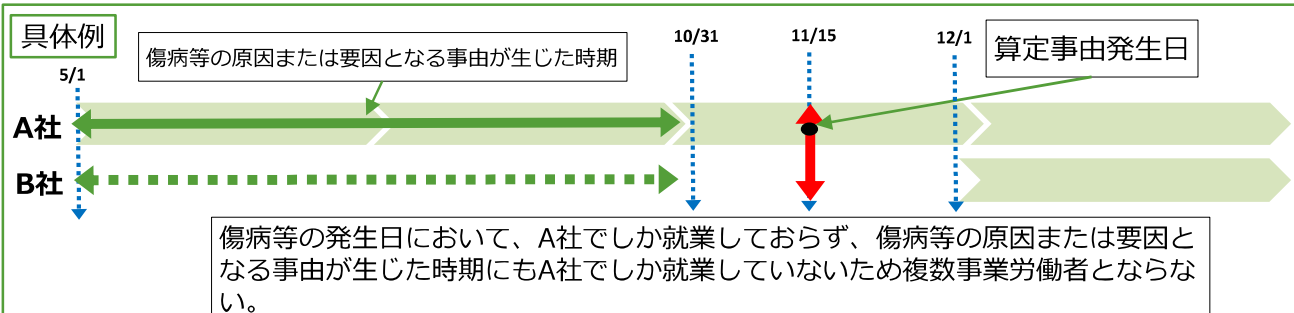
Point 2

「傷病等の原因または要因となる事由が生じた時点」に事業主が同一でない複数の事業場で就業している場合も「複数事業労働者」になります。

具体例



具体例



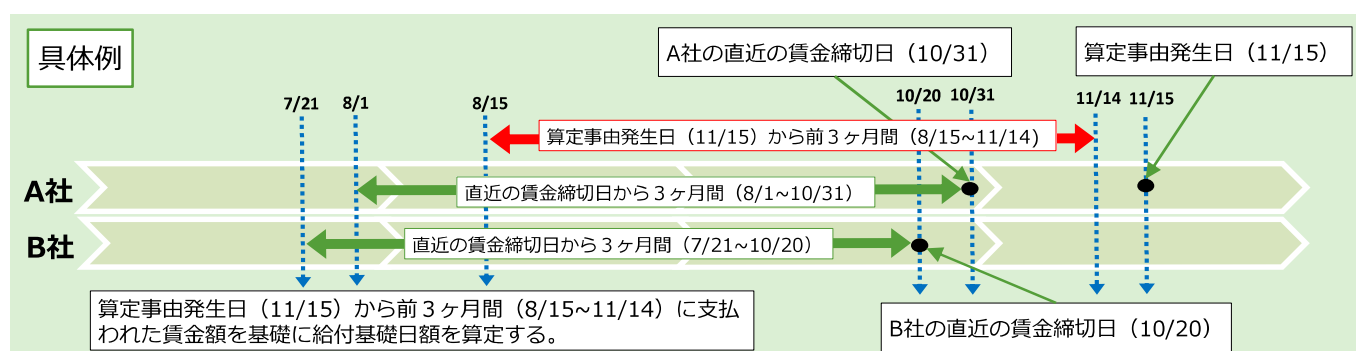
複数事業労働者の保険給付額について

今回の法改正によって複数事業労働者への労災保険給付は全ての就業先の賃金額を基に算定されるようになりました。その制度改正について具体的に説明します。

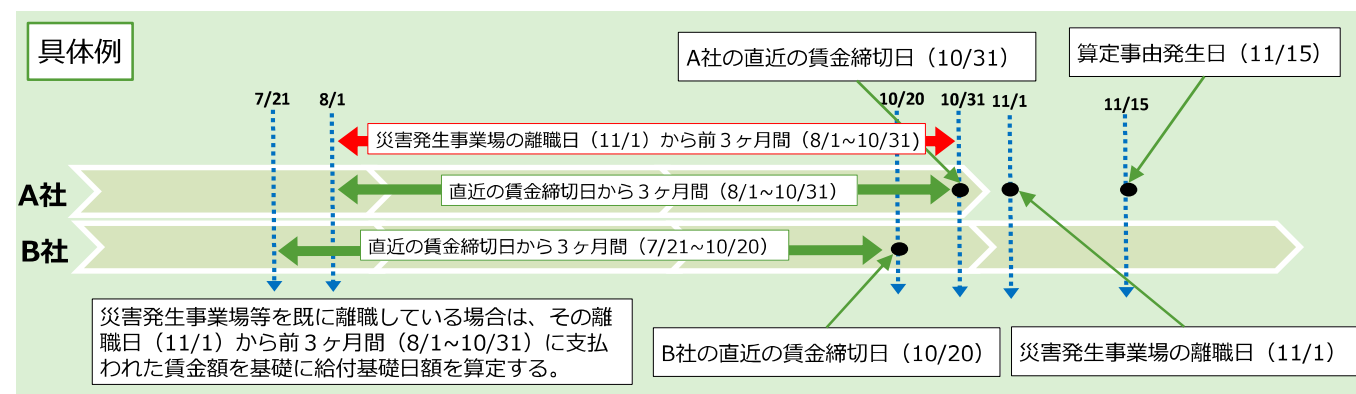
Point 1

複数事業労働者の業務・通勤災害に係る労災保険給付額の算定方法(1)

- 労災保険給付額は、就業している事業場の平均賃金を基礎に算定された給付基礎日額により決定します。平均賃金は、原則、算定事由発生日から前3ヶ月間に支払われた賃金（賃金締切日がある場合は、直近の賃金締切日から前3ヶ月間）を基礎に算定されます。
- 複数事業労働者の場合も、その原則は変わりません。傷病等の発生日が算定事由発生日となり、その前3ヶ月間に支払われた各事業場の賃金額を基礎に給付基礎日額が算定され、労災保険給付額が決定されます。



- ただし、疾病など必ずしも傷病等の発生日と原因が一致しないことがあり、災害発生事業場等（業務災害の場合は労働災害が発生した事業場、通勤災害の場合は通勤災害に係る事業場）を既に離職している場合は、その離職日から前3ヶ月間に支払われた賃金を基に給付基礎日額が算定されます。
- 複数事業労働者の場合も同様で、災害発生事業場等以外の事業場（以下「非災害発生事業場」という。）については離職していない場合であっても、災害発生事業場等を既に離職している場合には、その離職日から前3ヶ月間に支払われた各事業場の賃金額を基礎に給付基礎日額が算定されます。

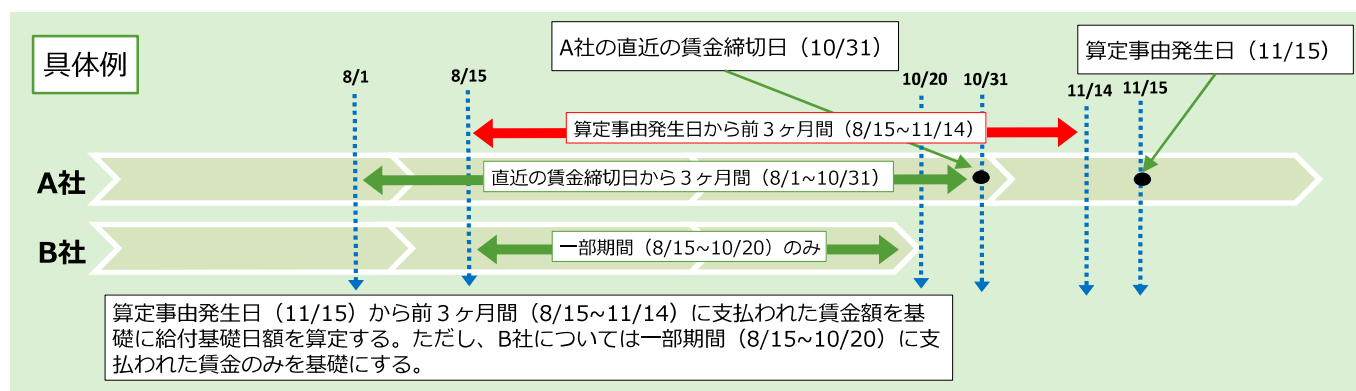


複数事業労働者の保険給付額について

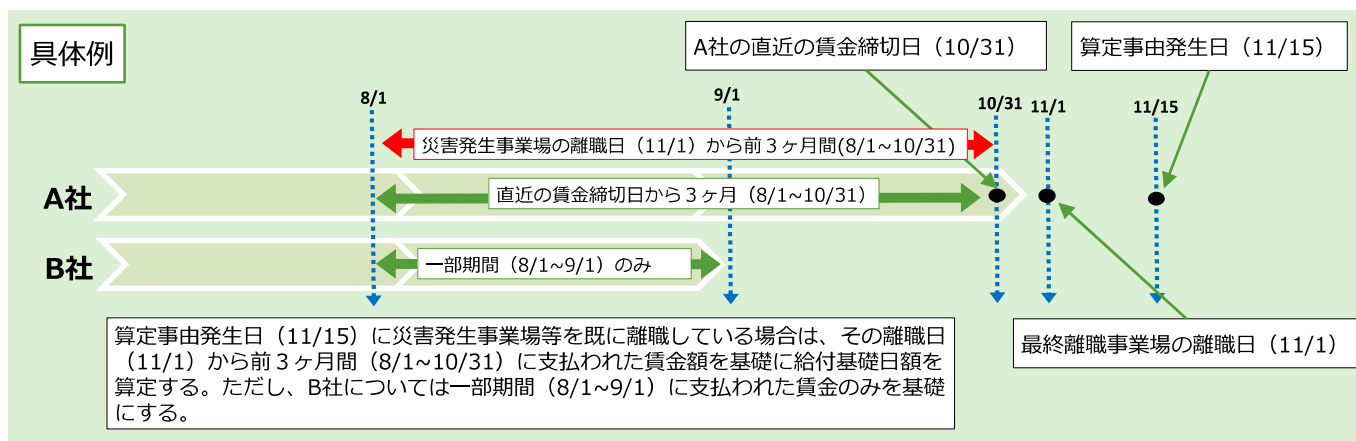
Point 2

複数事業労働者の業務・通勤災害に係る労災保険給付額の算定方法 (2)

- 前のページで説明したとおり、複数事業労働者の場合も、算定事由発生日から前3ヶ月間に支払われた各事業場の賃金額を基に給付基礎日額が算定され、労災保険給付額が決定されます。
- ただし、非災害発生事業場を算定事由発生日において既に離職している場合は、算定事由発生日から前3ヶ月間に一部期間しか就業期間がないため、その一部期間に支払われた賃金額を基に算定します。



- 前のページで説明したとおり、災害発生事業場等を既に離職している場合は、その離職日から前3ヶ月間に支払われた賃金を基に給付基礎日額が算定されます。
- ただし、非災害発生事業場を災害発生事業場等の離職日において既に離職している場合は、災害発生事業場等の離職日から前3ヶ月間に一部期間しか就業期間がないため、その一部期間に支払われた賃金額を基に算定します。

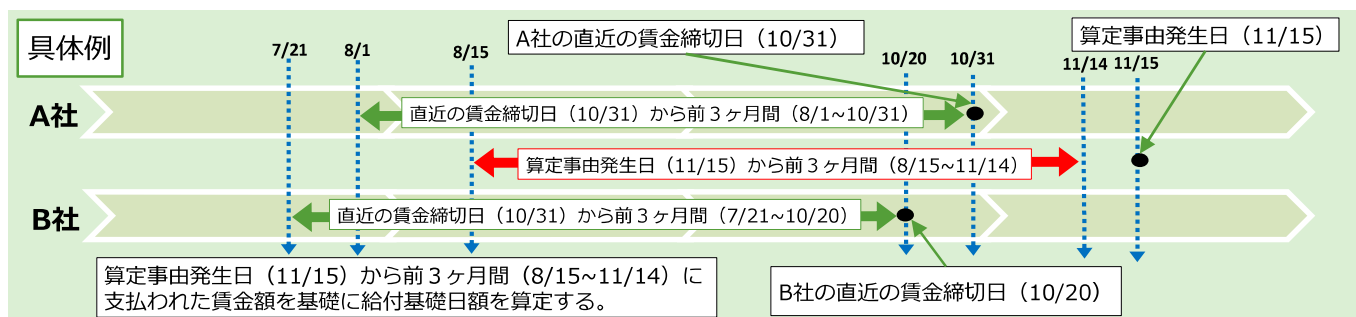


複数事業労働者の保険給付額について

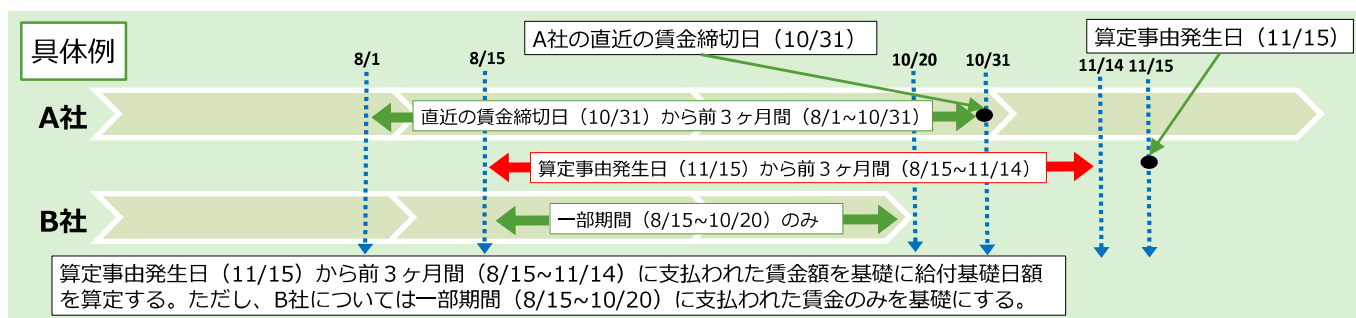
Point 3

複数業務要因災害に係る労災保険給付額の算定方法

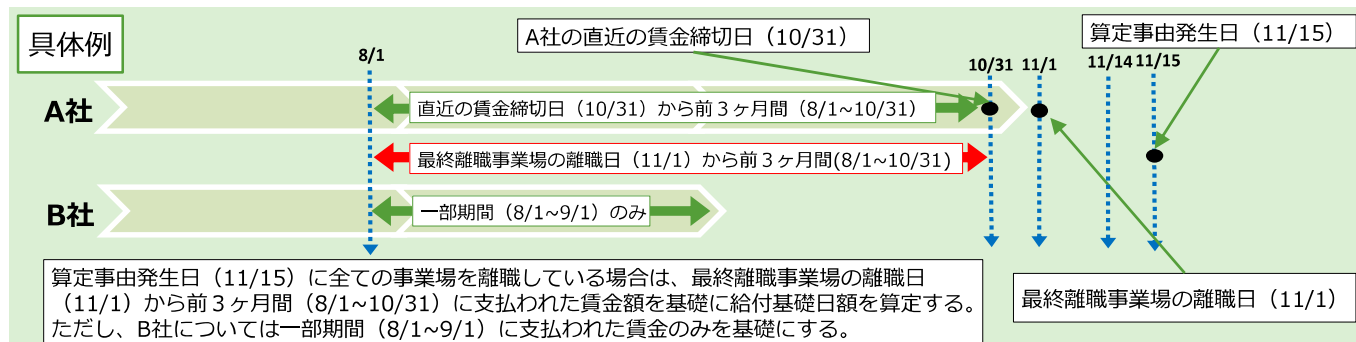
- 複数業務要因災害の場合も、業務災害・通勤災害の場合と同様に、原則、算定事由発生日から前3ヶ月間に支払われた賃金額（賃金締切日がある場合は、直近の賃金締切日から前3ヶ月間）を基に給付基礎日額が算定され、それにより保険給付額が決定されます。



- 複数業務要因災害に係る事業場のうち、一部について既に離職している場合であっても、現在就業中の事業場がある場合は、算定事由発生日から前3ヶ月間に支払われた賃金額を基に給付基礎日額を算定します。算定事由発生日から前3ヶ月間に一部期間しか就業期間がない場合は、その一部期間に支払われた賃金額を基に算定します。



- 複数業務要因災害に係る事業場について、全ての事業場を離職している場合は、最終離職事業場の離職日から前3ヶ月間に支払われた賃金額を基に給付基礎日額が算定されます。最終離職事業場の離職日から前3ヶ月間に一部期間しか就業期間がない場合は、その一部期間に支払われた賃金額を基に算定します。



複数事業労働者の保険給付額について

今回の法改正によって複数事業労働者への労災保険給付は全ての就業先の賃金額を基に算定されるようになりました。その計算方法について具体例を示します。

Case 1

2つの事業場でそれぞれ月給制により就業している場合。

(例) A社とB社の2社で就業中の場合。

※A社では月給30万円、B社では月給15万円、直近3ヶ月の暦日数が90日の場合。

<計算方法>

A社 $30\text{万円} \times 3\text{ヶ月} \div 90\text{日} = 10,000\text{円}$

B社 $15\text{万円} \times 3\text{ヶ月} \div 90\text{日} = 5,000\text{円}$

A社+B社 $10,000\text{円} + 5,000\text{円} = 15,000\text{円}$

給付基礎日額：15,000円

Case 2

2つの事業場で就業しており、そのうち1つの事業場については月給制、もう1つの事業場については日給制である場合。

(例) A社とB社の2社で就業中の場合。

※A社では月給30万円、B社では日給1万円で12日／月勤務、直近3ヶ月の暦日数が90日の場合。

<計算方法>

A社 $30\text{万円} \times 3\text{ヶ月} \div 90\text{日} = 10,000\text{円}$

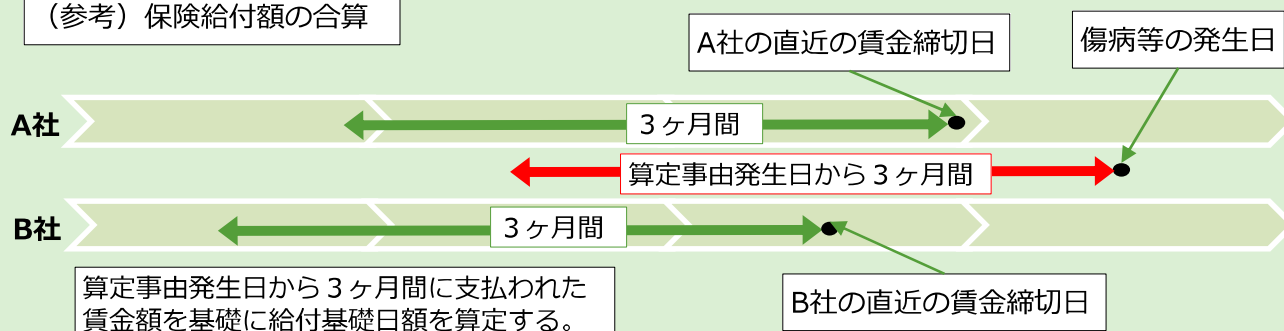
B社 $1\text{万円} \times 12\text{日} \times 3\text{ヶ月} \div 90\text{日} = 4,000\text{円} (\text{※})$

A社+B社 $10,000\text{円} + 4,000\text{円} = 14,000\text{円}$

給付基礎日額：14,000円

※B社については、平均賃金の最低保障額を計算すると、
 $1\text{万円} \times 12\text{日} \times 3\text{ヶ月} \div (12\text{日} \times 3\text{ヶ月}) \times 0.6 = 6,000\text{円}$
となるが、合算する場合は、最低保障額は適用せずに計算したうえで合算する。
ただし、各事業場の平均賃金の最低保障額が合算後の額より高い場合は、給付基礎日額は各事業場の平均賃金の最低保障額のうち最も高い額になる。

(参考) 保険給付額の合算



複数業務要因災害等の新しい様式・請求手続

今回の法改正によって複数業務要因災害に関する保険給付が新設され、複数事業労働者に対する保険給付の在り方が変わりました。このため、各種様式を改正しています。

- 複数業務要因災害が新設されたことに伴い、「業務災害用」の様式が、「業務災害用・複数業務要因災害用」の様式に改正されます。改正される主な様式は以下のとおりです。

「業務災害用・複数業務要因災害用」に改正される主な様式			
様式名	様式第5号～様式第7号(5)	改正後の用途	療養補償給付・複数事業労働者療養給付
	様式第8号		休業補償給付・複数事業労働者休業給付
	様式第10号		障害補償給付・複数事業労働者障害給付
	様式第12号		遺族補償給付・複数事業労働者遺族給付
	様式第16号		葬祭料・複数事業労働者葬祭給付

- その他、「業務災害」と「通勤災害」の共通様式についても、同様に「複数業務要因災害」でも使用できるよう改正されます。



「業務災害」に係る保険給付と「複数業務要因災害」に係る保険給付は同時に請求することができます。その場合であっても、「業務災害」として労災認定される場合は、「複数業務要因災害」には該当しません。

- また、複数事業労働者への保険給付額が、各就業先の事業場の賃金額を合算した額を基礎として算定されることに伴い、各種保険給付の請求書に「その他就業先の有無」を記載する欄が追加され、また、一部については、副業先の賃金額等の証明をするための別紙の記入が必要となります。改正される主な様式は以下のとおりです。

「その他就業先の有無」欄が追加される等の改正がある主な様式			
様式名	様式第5号、様式第16号の3等	保険給付の種類	療養補償給付・複数事業労働者療養給付・療養給付
	様式第8号、様式第16号の6		休業補償給付・複数事業労働者休業給付・休業給付
	様式第10号、様式第16号の7等		障害補償給付・複数事業労働者障害給付・障害給付
	様式第12号、様式第16号の8等		遺族補償給付・複数事業労働者遺族給付・遺族給付
	様式第16号、様式第16号の10		葬祭料・複数事業労働者葬祭給付・葬祭給付

- 適切な保険給付を行うためにも、複数の事業場で働いている場合には、「その他就業先の有無」欄及び別紙を記入するようにしてください。
- 原則、労災保険給付の請求書については、業務災害等が発生した事業場を管轄する労働基準監督署に提出することとなります。複数の事業場で就業している場合は、各事業場を管轄する労働基準監督署のいずれかに提出してください。したがって、複数の事業場で就業している場合でも、各事業場を管轄する労働基準監督署にそれぞれ提出する必要はありません。

※様式のダウンロードはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/



複数事業労働者の労災保険給付の請求に当たって注意すべきポイント

Point 1

「その他就業先の有無」欄に必要事項を記入してください。

- 従来の様式では、複数の事業場で働いているかどうか把握することができませんでした。このため、今般の様式改正により、各種様式に「その他就業先の有無」欄が追加されました。
- 複数就業している場合は、当該欄に「複数就業先の有無」「複数就業先の事業場数」「労働保険番号（特別加入）」「（特別加入している場合は）特別加入の加入状況」等について、適切に記入してください。なお、未記入の場合には、複数事業労働者とはみなされません。

Point 2

複数就業先の賃金額等を証明するために別紙を記入してください。

- Point1と同様、従前の様式では、複数就業先の賃金額等について把握することができませんでした。今般の改正により、複数の事業場で働いている場合は、必要に応じて別紙（P17参照）を記載し提出する必要があります。
- 複数就業している場合は、各複数就業先ごとに別紙を記入し、事業場の証明を受けた上で、労災保険給付の請求の際に提出するようにしてください。なお、別紙の提出が必要となるのは、「休業（補償）等給付」「障害（補償）等給付」「遺族（補償）等給付」「葬祭料等（葬祭給付）」です。

Point 3

「複数業務要因災害」に関する労災保険給付の請求書は「業務災害」に関する労災保険給付の請求書と兼用です。

- 今般の改正により、「複数業務要因災害」に関する保険給付が新設されました。ただし、「複数業務要因災害」として労災認定されるのは「業務災害」として労災認定されない場合に限られるため、現行の「業務災害用」の様式が改正され、「業務災害・複数業務要因災害用」として、両方の保険給付の申請について使用されることとなります。
- このため、同時に「業務災害」と「複数業務要因災害」にかかる請求がされることとなりますが、「その他就業先の有無」に記載がない場合や、疾病にかかる申請の場合であって、脳・心臓疾患、精神障害及びその他2以上の事業の業務を要因とすることが明らかな疾病以外にかかる請求の場合は、「業務災害」のみの申請と取り扱います。

Point 4

労災保険給付の申請書は、各事業場を管轄するいずれかの労働基準監督署に提出してください。

- 原則、労災保険給付の申請書については、業務災害等が発生した事業場を管轄する労働基準監督署に提出することとなります。複数の事業場で就業している場合は、各事業場を管轄する労働基準監督署のいずれかに提出してください。したがって、複数の事業場で働いている場合でも、各事業場を管轄する労働基準監督署それぞれに提出する必要はありません。

Point 5

「業務災害」として労災認定される場合は、「複数業務要因災害」としては労災認定されません。

- 「業務災害」に係る保険給付と「複数業務要因災害」に係る保険給付は同時に請求することができます。その場合であっても、支給される保険給付はいずれかのみであり、「業務災害」として労災認定される場合は、業務災害が優先されます。

複数事業労働者の場合の記載例（休業補償等給付・裏面）

(様式第8号(第14条関係))

「その他就業先の有無」欄が追加されていますので、複数事業労働者の方は必ず記入してください。

様式第8号(裏面)

② 労働者の職種		③ 負傷又は発病の時刻		④ 平均賃金(算定内訳別紙1のとおり)	
トラック運転手		午前 1 時 30 分頃		9,137 円 50 銭	
⑤ 所定労働時間	午後 8 時 30 分から午前 5 時 00 分まで	⑥ 休業補償給付額、休業特別支給金額の改定比率			
⑦ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような不安な又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。 異なる場合はその理由を詳細に記入すること					
当社第2倉庫入口で18リットル入りの白灯油缶を倉庫に入れて保管するために、トラックの荷台から両手がかかえて一缶ずつ運搬中、コンクリートの床面にこぼれていた油で足をすべらせ、灯油缶を足に落とし、左足腓骨下端部を骨折した。					
⑧ どのような場所で、④どのような作業をしているときに、②どのような物または環境に、③どのような不安な又は有害な状態があつて、④どのような災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。 負傷または発病年月日と初診日が異なる場合はその理由も記入してください。					
⑨ (イ) 基礎年金番号		⑩ (ロ) 被保険者資格の取得年月日			
年金の種類		厚生年金保険法の 障害厚生年金			
障害等級		国民年金法の 障害基礎年金			
支給される年金の額		船員保険法の 障害年金			
支給されることとなった年月日		年 月 日			
基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード		年 月 日			
所轄年金事務所等		年 月 日			

【注 意】
一、所定労働時間後に負傷した場合には、⑨及び⑩欄については、当該負傷した日を除いて記載してください。
二、別紙1①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算出した平均賃金に相当する額が平均賃金の額を超える場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙1②欄に記載してください。この場合は、⑨欄に、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。
三、別紙2は、⑩欄の「賃金を受けなかった日」のうち業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうち一部の一部分に「(別紙2において)一部休業日」ということが添付してください。

四、別紙3は、⑩欄の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合に、その「その他就業先」に記載してください。その際、その就業先ごとに注意2及び3の規定に従って記載した別紙1及び別紙2を添付してください。
五、請求人(申請人)が特別加入者であるときは、
(一) ⑦欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。
(二) ⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫欄の事項を証明すること。
(三) 事業主の証明は受ける必要はありません。

同一の傷病について厚生年金保険等の年金を受給している場合にのみ記入してください。

表面の記入枠を訂正したときの訂正印欄

複数事業労働者に関する注意書きが追加されていますので、よくご確認ください。

⑪ その他就業先の有無	
有の場合のその数(ただし表面の事業場を含まない)	1 社
有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況(ただし表面の事業を含まない)	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
加入年月日	年 月 日
給付基礎日額	円
労働保険番号(特別加入)	

複数の事業場で就業している場合、「その他就業先の有無」欄に、必要事項を必ず記入してください。特別加入している場合も、忘れずに記入するようにしてください。

労働保険番号欄は特別加入をしている場合のみ記入してください。

六、第二回目以後の請求(申請)の場合には、
(一) ⑧、⑨、⑩及び⑪欄については、前回の請求又は申請後の分について記載してください。
(二) ⑫欄から⑭欄まで及び⑮欄は記載する必要はありません。
(三) 別紙1(平均賃金算定内訳)は付する必要はありません。
(四) その請求(申請)が離職後である場合(療養のために労働できなかつた期間の全部又は一部が離職前にある場合を除く。)には、事業主の証明は受ける必要はありません。
七、休業特別支給金の支給の申請のみを行う場合には、⑮欄に記載する必要はありません。
八、「事業主の氏名」の欄、「病院又は診療所の診療担当者氏名」の欄及び「請求人(申請人)」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができず、
九、複数事業労働者休業給付の請求は、休業補償給付の支給決定がなされた場合、通つて請求されなかつたものとみなすこと。
十、⑪その他就業先の有無 欄に記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者休業給付の請求はないものとして取り扱うこと。
十一、疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業務を要因とすることが明らかでない疾病以外は、休業補償給付のみで請求されることとなること。

社会保険労働士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印 () —	

複数事業労働者の場合の記載例 (休業補償等給付・別紙1表面)

(様式第8号(第14条関係))

複数事業労働者の方は、必ず各事業場ごとに「別紙1」を記入して、提出してください。

様式第8号(別紙1)(表面)

労働保険番号										氏名		災害発生日	
府県		所管管轄		基幹番号						枝番号		厚労太郎	令和2年9月15日
1	3	1	0	9	1	2	3	4	5	6	0		

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照)

雇入年月日		平成27年 4 月 1 日			常用・日雇の別		常用 日雇	
賃金支給方法		日給 週給 日給 時間給・出来高払制・その他請負制			賃金締切日		毎月 末 日	
賃金計算期間		6月 1 日から 7月 1 日まで			7月 1 日から 8月 1 日まで		8月 1 日から 9月 1 日まで	
計		30 日			31 日		31 日	
A 月によって支払ったものの期間に	基本賃金	250,000 円			250,000 円		250,000 円	
	通勤手当	1,400 円			1,400 円		1,400 円	
	手当							
	計	251,400 円			251,400 円		251,400 円	
	計	251,400 円			251,400 円		251,400 円	
B 日若しくは時間又は出来高払制その他	賃金計算期間	6月 1 日から 7月 1 日まで			7月 1 日から 8月 1 日まで		8月 1 日から 9月 1 日まで	
	計	30 日			31 日		31 日	
	労働日数	22 日			21 日		20 日	
	基本賃金							
	残業手当	31,800 円			19,600 円		35,050 円	
計	31,800 円			19,600 円		35,050 円		
総計		283,200 円			271,000 円		286,450 円	
平均賃金		賃金総額③ 840,650 円 ÷ 総日数④ 92 = 9,137 円 50 銭						
最低保障平均賃金の計算方法 Aの③ 754,200 円 ÷ 総日数④ 92 = 8,197 円 82 銭⑤ Bの③ 86,450 円 ÷ 労働日数⑤ 63 × $\frac{60}{100}$ = 823 円 33 銭⑥ ⑤ 8,197 円 82 銭 + ⑥ 823 円 33 銭 = 9,021 円 15 銭(最低保障平均賃金)								
日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	④ 労働日数又は労働総日数	⑤ 賃金総額	平均賃金(⑤ ÷ ④ × $\frac{75}{100}$)			
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額				円		
	第4号の場合	従事する事業又は職業				円		
	第5号の場合	都道府県労働局長が定めた金額				円		
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号第2条による。)	平均賃金協定の承認年月日	年 月 日	職種	平均賃金協定額	円			
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額③ - 休業した期間にかかる②の①) ÷ (総日数④ - 休業した期間②の①) (円 - 円) ÷ (日 - 日) = 円 銭								

賃金締切日を記入します。

災害発生日の直前の賃金締切日から遡って過去3ヶ月間が平均賃金算定期間となりますので、当該期間における賃金計算期間を記入します。

この欄には、労働日数等に関係なく一定の期間によって支払われた賃金を記入します。

この欄には、労働日数、労働時間等に応じて支払われた賃金を記入します。

両者を比較して、いずれか高い方が平均賃金となりますので本例の場合の平均賃金は、「9,137円50銭」となります。

複数事業労働者の場合の記載例 (休業補償等給付・別紙3)

(様式第8号(第14条関係))

様式第8号表面で記入した事業場以外の事業場について、各事業場ごとに記入してください。

様式第8号(別紙3)

複数事業労働者用

複数事業労働者の方のみ、様式第8号表面で記入した事業場以外の事業場について、この別紙を記入してください。

① 労働保険番号(請求書に記載した事業場以外の就労先労働保険番号)

都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
1	4	1	03654321	000

様式第8号表面で記入した事業場以外の事業場の労働保険番号を記入してください。

② 労働者の氏名・性別・生年月日・住所

(フリガナ氏名) コウロウ タロウ	男	生年月日
(漢字氏名) 厚労 太郎	女	(明治・大正・昭和・平成・令和) 5 年 2 月 8 日
〒 100 - 8915		

(フリガナ住所) **チヨダクカスミガセキ**

(漢字住所) **千代田区霞ヶ関1-2-2**

様式第8号表面で記入した事業場以外の事業場について、別紙の「平均賃金算定内訳」によって計算された平均賃金を記入してください。

③ 平均賃金(内訳は別紙1のとおり)

〇〇〇〇 円 〇〇 銭

④ 休業補償給付額及び休業特別支給金額の改定比率(平均給与額証明書のとおり)

様式第8号表面で記入した事業場以外の事業場の雇入期間を記入してください。

⑤ 雇入期間

(昭和・平成・令和) **2 年 1 月 27 日** から **現在** 月 日 まで

⑥ 療養のため労働できなかった期間

(昭和・平成・令和) **2 年 9 月 15 日** から **2 年 9 月 30 日** まで

⑦ 賃金を受けなかった日数(内訳は別紙2のとおり)

16 日間のうち
14 日

様式第8号表面で記入した事業場以外の事業場について、療養のため労働ができなかった期間と、そのうち賃金を受けられなかった日数を記入します。

⑧ 厚生年金保険等の受給関係

(イ)基礎年金番号	(ロ)被保険者資格の取得年月日	年 月 日	
(ハ)当該傷病に関して支給される年金の種類等			
年金の種類	厚生年金保険法の	イ 障害年金	ロ 障害厚生年金
	国民年金法の	ハ 障害年金	ニ 障害基礎年金
	船員保険法の	ホ 障害年金	
障害等級	級	支給されることとなった年月日	年 月 日
基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード			
所轄年金事務所等			

同一の傷病について厚生年金保険等の年金を受給している場合にのみ記入してください。

上記②の者について、③から⑧に記載されたとおりであることを証明します。

令和2年 10 月 14 日

事業の名称 **株式会社〇〇興業**

電話(000) 000 - 000

事業場の所在地 **神奈川県川崎市〇-〇**

事業主の氏名 **代表取締役 〇〇 厚子**

印

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。

池袋労働基準監督署長 殿

複数事業労働者の場合請求手続例（休業(補償)等給付）

（様式第8号（第14条関係））

労働災害等発生

請求書にご本人、医師、事業主等の証明
※複数就業先の事業場も含む

請求書を労働基準監督署へ提出

※業務災害・通勤災害の場合はそれに係る事業場を管轄する労働基準監督署へ、複数業務要因災害の場合には主たる負荷を受けたと感じる事業場を管轄する労働基準監督署へ提出ください。

必要に応じて請求人及び関係者に書類の提出や聴取を依頼する場合があります。

労働基準監督署の調査

- 複数事業労働者等に該当するか否か
- 業務が原因の負傷・疾病か否か
- 1つの事業場の業務上の負荷が原因の負傷・疾病か否か
- 複数の事業場の業務上の負荷を総合的に評価した場合に労災認定できるか否か
- 休業を要するか否か
- 保険給付額の算定

等

支給・不支給決定

※業務災害として支給決定された場合、複数業務要因災害の支給決定・不支給決定はされません。

請求人に対して、支給（不支給）決定の通知

指定された振込口座へ
保険給付を支払い



その他質問等がある場合には都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へご相談ください。

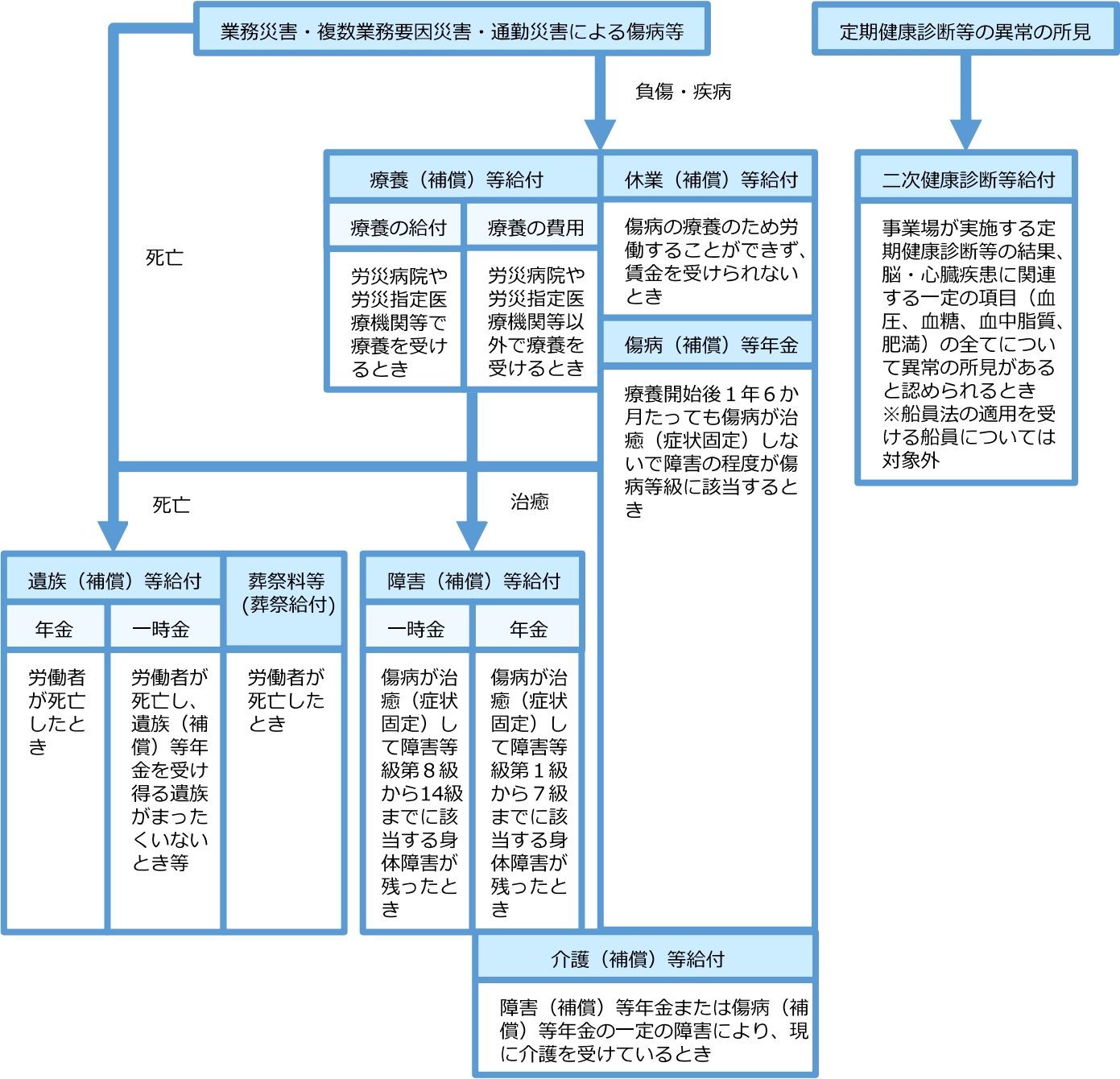
労災保険給付の種類

- 改正後の労災保険給付の一覧は以下のとおりです。

労災保険給付一覧	内容	業務災害	複数業務要因災害	通勤災害
	業務・複数事業の業務・通勤を原因・要因とする傷病により療養するとき	療養補償給付	複数事業労働者療養給付	療養給付
	業務・複数事業の業務・通勤による傷病のため労働することができず賃金を受けられないとき	休業補償給付	複数事業労働者休業給付	休業給付
	業務・複数事業の業務・通勤による傷病が治癒した後に障害等級に該当する障害が残ったとき	障害補償給付	複数事業労働者障害給付	障害給付
	業務・複数事業の業務・通勤により死亡したとき	遺族補償給付	複数事業労働者遺族給付	遺族給付
	業務・複数事業の業務・通勤により死亡した人の葬祭を行うとき	葬祭料	複数事業労働者葬祭給付	葬祭給付
	業務・複数事業の業務・通勤による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において ・傷病が治癒（症状固定）していない ・傷病による障害の程度が傷病等級に該当することのいずれにも該当するとき	傷病補償年金	複数事業労働者傷病年金	傷病年金
	障害（補償）等年金又は傷病（補償）等年金受給者のうち障害等級若しくは傷病等級が第1級又は第2級 of 精神・神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者であって、現に介護を受けているとき	介護補償給付	複数事業労働者介護給付	介護給付

労災保険給付の種類

■ 労災保険給付の概要



労 災 保 険 に 関 す る ご 相 談 先

■ 労災保険に関するお問い合わせは、下記都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署まで。

都道府県労働局一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階	011-709-2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎 5階	019-604-3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8843
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-883-4275
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8227
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階	024-536-4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎5階	029-224-6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9118
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4738
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階	048-600-6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3階	043-221-4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階	03-3512-1617
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎8階	045-211-7355
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	025-288-3506
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎3階	076-432-2739
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階	076-265-4426
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-22-2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2856
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1 3階	026-223-0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階	058-245-8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階	054-254-6369
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング11階	052-855-2145
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎4階	059-226-2109
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎6階	077-522-6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階	06-6949-6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16階	078-367-9155
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0207
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎2階	073-488-1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1706
島根	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階	0852-31-1159
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎1階	086-225-2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館5階	082-221-9245
山口	753-8510	山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-652-9144
香川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階	087-811-8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階	089-935-5206
高知	781-9548	高知市南金田1-39	088-885-6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎4階	092-411-4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎4階	0952-32-7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階	095-801-0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-355-3183
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル6階	097-536-3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎2階	0985-38-8837
鹿児島	892-0842	鹿児島市東千石町14番10号 天文館大樹生命南国テレホンビル5階	099-223-8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-3559

MEMO



